
不祥事防止のための校内ルール

倉敷市立船穂中学校

この校内ルールは、教職員が生徒の安全確保と、公務員としての職責を全うするために遵守すべき基本的な行動規範を定める。

1. 個別指導のルール

- **情報共有と複数対応**

生徒指導は、管理職に報告後、複数の教員で対応する。校内で行うことを原則とし、やむを得ず校外で行う場合は、管理職の許可を得る。

- **体罰の禁止**

体罰による指導は絶対に行わない。肉体的・精神的苦痛を伴う行為や、人格を否定するような暴言は行わない。

- **適切な人間関係の維持**

生徒の発達段階に応じた距離感をもち、誤解を招く行為はしない。節度をもった行動を行う。

2. スマートフォン等使用ルール

- **生徒との直接連絡の禁止**

生徒の携帯電話・スマートフォンへの電話、電子メール等は、いかなる場合も厳禁とする。

- **個人情報取得・伝達の禁止**

個人的な保護者・生徒の電話番号・メールアドレスの収集はしない。やむを得ず収集する場合は、管理職の許可と保護者の同意を得る。

- **保護者への連絡方法**

保護者への電話は学校の電話を使用する。やむを得ず個人の電話を使用する場合は管理職の許可を得る。電子メール等の私的使用は厳禁とし、「保護者連絡帳」または学校用メールアドレスから行う。

- **私用スマートフォンの校内持ち込み制限**

教職員の私用スマートフォン等は原則として校内では持ち歩かない。校外行事を除き、出勤後は職員室に置き、教室等へ持ち出さない。

3. 職員自家用車への生徒同乗に関するルール

- **生徒同乗の原則禁止**

人命に関わる救急業務等以外、生徒を職員の自家用車に同乗させることは禁止する。やむを得ず同乗させる場合は、管理職の許可と保護者の同意を得る。

4. 個人情報データおよび金銭の取り扱い

- **個人情報の外部持ち出し禁止**

生徒・保護者・職員に関する個人情報は、校外へ持ち出さない。やむを得ず持ち出す必要がある場合は、管理職の許可を得て、厳重に管理する。

- **データ管理の徹底**

個人情報を含むデータは、パスワード管理や施錠保管など、適切なセキュリティ対策を講じる。USBメモリ等の私物機器への保存は禁止する。

- **部活動等の会計処理**

部活動や委員会等で金銭を扱う場合は、学校の会計規程に基づき、適正に集金・支出を行う。年度末には収支報告を作成し、管理職へ提出するとともに保護者に示す。

5. 職員のサービスと安全管理

- **飲酒運転の禁止**

自家用車・自転車で出勤または行事に参加する場合、飲酒は一切行わない。飲酒後は、体内のアルコールが完全に分解されるまで運転しない。

- **交通事故発生時の対応**

交通事故を起こした場合は、軽微な事故であっても必ず警察へ連絡し、その後速やかに管理職へ報告する。

- **報告・共有の徹底**

生徒指導上の課題や懸念がある場合は、朝礼等で共有し、複数の教員で対応する。

- **欠席生徒への対応**

無届けで8:30または健康観察時点で登校していない場合、当該生徒宅または保護者に連絡し、欠席理由や所在を確認する。必要に応じて管理職へ報告し、情報を共有する。

この校内ルールは、平成28年7月19日から施行する。

改定 平成31年4月1日

改定 令和4年4月1日

改定 令和6年4月1日

改定 令和8年2月1日

生徒・保護者向け相談窓口 倉敷市立船穂中学校 TEL:086-552-2043

教頭・養護教諭・生徒支援コーディネーター・スクールカウンセラー